

指定介護老人福祉施設 入所利用約款 (重要事項説明書)

(契約の目的)

第1条 特別養護老人ホーム恵風荘（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対して、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むために必要な当施設における居室及び共用施設等を使用し生活すると共に、利用者の可能な限り居宅における生活への復帰を念頭にした介護福祉施設サービスを提供し、一方利用者及びその家族等は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて、取り決めることを本約款の目的とします。

(利用料金)

第2条 利用者及びその家族等は連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護福祉施設サービスの対価として別紙1に定める料金額及び、利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及びその家族等に対し、前月料金の合計額の請求書を毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及びその家族等は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

(当施設及びサービス従業者の義務)

第3条 当施設及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 当施設は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。（詳細第19条参照）

4 当施設は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。

5 当施設は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとし、利用者もしくは、その代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

6 開設者の役員(業務を執行する社員、役員等)については岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に従うものとします。

7 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と密接な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。また、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第4条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

一 サービス提供困難時の事業者の連絡、紹介等

二 居宅介護支援事業所等との連携

三 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

四 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

五 生命・身体の保護のため必要な場合

(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

六 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表会等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

七 3階、廊下・サンルームにつきましては、監視カメラシステムを設置し、安全に配慮しておりますのでご了承下さい。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第5条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生の管理上の必要があると認められる場合には、当施設及びサービスの従事者が利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、当施設は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、当施設の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と当施設との協議により、居室又は、共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(損害賠償責任)

第6条 当施設は、本約款に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第4条に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 当施設は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第7条 当施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当施設は、損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、本約款に基づく入所利用時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、当施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(当施設の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第8条 当施設は、本約款の有効期限内、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(本約款に基づく入所利用の終了事由)

第9条 利用者は、以下の各号に基づく約款の終了がない限り、本約款に定めるところに従い当施設が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 当施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により閉鎖した場合
- 三 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 四 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は、指定を辞退した場合
- 五 第10条から第11条に基づき本約款に基づく入所利用が解約又は、解除された場合

(利用者からの解除)

第10条 利用者及びその家族等は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第11条 当施設は、利用者及びその家族等に対し、以下の事項に該当する場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 一 利用者がその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本約款に基づく入所利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による、第2条に定めるサービス利用料金の支払が3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は、重大な過失により当施設又は、サービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本約款に基づく入所利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者が連続して3ヵ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 五 利用者が介護老人保険施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第12条 利用者が病院又は、診療所に入院した場合、3ヵ月以内に退院することが、明らかに見込まれる時は、再び当施設に入所できるものとします。

- 2 利用者が病院又は、診療所に入院した後6日以内に退院した場合は、利用者は別紙1に定めるサービス利用料金を当施設に支払うものとします。但し、入院期間が6日を越えてからは、利用者は所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

(残置物の取扱等)

第13条 当施設は、本約款に基づく入所利用が終了した後残置物がある場合、利用者又は身元引受人にその旨連絡するものとします。

- 2 利用者又は身元引受人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人が残置物を引き取り出来ない場合、自己の費用で処分できるものとします。

(一時外泊)

第14条 利用者は、当施設の同意を得た上で1ヶ月に6日を限界として、外泊することができるものとします。この場合、利用者は外泊開始日の3日前までに当施設に届け出るものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中において、利用者は、別紙1に定めるサービス利用料金を当施設に支払うものとします。

(苦情処理)

第15条 この約款に定められていない事項について問題が生じた場合には、当施設は介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、利用者及びその家族と誠意をもって協議するものとします。

<別紙3>添付

(事故防止及び発生時の対応)

第16条 事故防止のための委員会及び職員への研修を定期的に行います。

- 2 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 3 非常勤医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼します。
- 4 前2項のほか、当施設は利用者または利用者の家族等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(褥瘡防止対策)

第17条 褥瘡が発生しないように適切な看護、介護及び予防対策に積極的に取り組んでいきます。褥瘡予防対策委員会及び職員への研修を定期的に行います。

(感染症対策体制の徹底)

第18条 感染症又は食中毒が発生、まん延しないように細心の注意を払い対策を検討します。又、感染症対策委員会及び職員への研修を定期的に行います。

(身体拘束の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第19条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、入所者又は他の入所者等の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、本人・家族の承諾を得て身体拘束・その他利用者の行動を制限することがあります。この場合には、当施設の医師がその様態、時間及びその際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

2 拘束の状況は、定められた様式に記録し、状況に応じて拘束解除の検討を行う。

3 拘束の必要性がなくなった場合は、速やかに拘束を解除します。

4 身体拘束廃止検討委員会を組織して、事例検討を行う等、職員全員が拘束のないケアに取り組むこととします。

(虐待防止に関する事項)

第20条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- 一 虐待の防止に関する責任者の選定
- 二 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、介護サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第21条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別途)を定め、介護医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は、専門的機関での診療を依頼します。

(緊急時の対応)

第22条 サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに非常勤医師や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

第23条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置し、非常災害対策を行います。

- 一 防火管理者には、資格保持者を充てます。
- 二 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- 三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- 四 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- 五 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- 六 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - 1 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難).....年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - 2 利用者を含めた総合避難訓練.....年2回以上
 - 3 非常災害用設備の使用方法の徹底.....随時

(成年後見制度の活用支援)

第24条 当施設は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。

(苦情解決体制の整備)

第25条 当施設では、サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するた

めの必要な措置を講じるとともに誠意をもって解決に努めます。当施設の提供する介護サ一
ビ

スに対しての苦情等がある場合申出も出来ます。

2 苦情解決に関し国民健康保険団体連合会及び市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ、調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(看護職と介護職の連携による医療的ケアについて)

第26条 当施設では、厚生労働省の通知(平成22年4月1日医政発0401第7号厚生労働省医政局長通知)を受け、利用者に対して「口腔内(咽頭の手前まで)の痰の吸引」と「胃ろうによる経管栄養滴下時の介助(栄養チューブ等の接続・注入開始を除く)」のケアの一部の行為を嘱託医師・看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針とします。

2. 「医療的ケアの安全対策委員会」を定期的で開催し、実施状況の把握や看護職を中心に介護職員への研修指導を定期的に行い、必要な医療的ケアの水準を確保し、利用者の安全に向けて最善を尽くして取り組みます。

3. 医療的ケアの必要性がある場合は、定められた様式に記録し管理します。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 開設者の役員(業務を執行する社員、役員等)については岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第5条に従うものとします。

附則

この説明書は、平成31年1月1日より施行する。